

中小企業
事業主の
皆さまへ

「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で「財形貯蓄」を導入した場合、
次のような**メリット**があります

その1 ▶ あなたの企業の魅力が、格段にアップします。

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

その2 ▶ 定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯蓄ができるため、従業員に喜ばれる制度です。貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。福利厚生の充実が定着率のアップにつながった、という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄（※1）は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。また、制度導入後は毎月天引きを行う必要があるため、事務負担を心配する声も聞かれますが、**実際に導入した中小企業からは、「金融機関が手続きを教えてくれるので、さほど負担感はない」との声**をいただいています。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度（※2）を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**福利厚生制度の充実のためにも、**財形貯蓄の導入を検討してみてもいいですか？**

- （※1）財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。
- （※2）財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの場合、貸付け金利を当初5年間、通常より0.2%引き下げた金利で利用できる特例措置もあります（平成28年7月現在通常0.57%→引き下げ後0.37%）。利用には各種要件があります。詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（☎03-6731-2935）まで。

まずは、お取引のある最寄りの金融機関までお問い合わせください。（財形貯蓄の取扱いがない金融機関も一部あります）

